

高浜発電所2号機の40年以降運転における
長期施設管理計画の認可

2024年12月16日
関西電力株式会社

当社は本日、原子力規制委員会から高浜発電所2号機の高経年化対策に係る長期施設管理計画の認可※をいただきました。

本申請は、2024年7月19日に同委員会に提出したものです。

当社は、今後とも国内外の最新知見を積極的に取り込み、プラントの設計や設備保全に反映していくことで、原子力発電所の安全性・信頼性の向上に努めてまいります。

※ 原子炉等規制法（2023年5月31日改正、2025年6月6日施行）に基づく手続きで、30年を超えて運転をしようとする場合、10年以内ごとに設備の劣化に関する技術評価を行い、その結果に基づく長期施設管理計画を策定し、原子力規制委員会の認可を受ける必要がある。また、同法の施行日前においても「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」に基づき申請することができる。

以 上

添付資料：高浜発電所2号機 長期施設管理計画の内容

高浜発電所 2 号機 長期施設管理計画の内容

(添付資料)

記載項目	内容
長期施設管理計画の期間	改正された原子炉等規制法の施行日から運転開始 50 年目を経過する日までの期間。 2025 年 6 月 6 日 から 2025 年 11 月 13 日
劣化評価の方法およびその結果	従来の高経年化技術評価を踏まえて、長期施設管理計画に必要な劣化評価の方法およびその結果等を計画に定める。
劣化管理に必要な措置 (従来 of 長期施設管理方針含む)	現在行っている保全活動等を長期施設管理計画に定め、劣化管理を実施していく。
技術の旧式化等の措置	発電所の安全運転の維持・向上を図ることを目的に、製造中止品情報の管理プログラムに基づき、各メーカーから製造中止品情報等を収集していく。また、必要に応じて代替品の選定、検証を継続的に実施していく。
劣化管理に係る基本的な 方針および目標	劣化を管理するための保全活動を確実に実施していく。今後とも国内外の運転経験や最新知見を踏まえ、劣化評価や長期施設管理計画の見直しの検討を行っていく。
劣化管理に係る 品質マネジメントシステム	原子力施設の保安活動のための品質マネジメントシステムに基づき、劣化管理に関する一連のプロセスを実施していく。